

名護市いじめ防止基本方針

平成 30 年 11 月

名 護 市

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
(1) 「いじめ」の判断	2
(2) 具体的ないじめの態様	3
3 いじめの理解	3
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携	4
(5) 関係機関との連携	4
第2章 いじめの防止等のために名護市が実施する施策	5
1 名護市いじめ問題対策連絡会の設置	5
2 名護市いじめ問題専門委員会の設置	5
3 重大事態への対処	6
4 教育委員会の取組	5
(1) いじめの未然防止に関する事	5
(2) いじめの早期発見に関する事	6
(3) いじめの対応に関する事	6
(4) 学校評価・学校運営改善の実施	6
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	7
1 いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	7
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	7
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	8
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
第4章 重大事態への対処	10
1 教育委員会又は学校による調査	10
(1) 重大事態の発生と調査	10
(2) 調査結果の提供及び報告	13
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	14
(1) 再調査	14
(2) 再調査を行う機関の設置	14
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	14
第5章 その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
資料「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本的な方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、県、名護市（以下「市」という。）、名護市立学校（以下「学校」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、文部科学大臣が定めた「いじめ防止基本方針（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）（以下「国の基本方針」という。）及び「沖縄県いじめ防止基本方針」（最終改定平成 30 年 6 月 14 日）（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、市の実情に応じ、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（児童等＝児童生徒）

【いじめ防止対策推進法】

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることが大切である。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

(1) 「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを拒否する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係があることを指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる。
- カ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ケ 性的いたづらをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。取り分け、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 【いじめ防止対策推進法】

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点か

ら重要である。さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、あそびやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や名護市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、定期的又は必要に応じてアンケート調査や教育相談を実施するとともに、関係機関が設置する電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、更に地域、家庭と連携して地域内巡回等により児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携していくことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

さらに、いじめに対する旧態依然とした認識や対応を改め、いじめが重大事態につながる」可能性があることを強く認識し、対処することが重要である。

(4) 地域や家庭との連携

児童生徒に地域社会の一員としての自覚を持たせるには、地域の行事や奉仕活動、子ども会等に積極的に参加させるなど、学校、地域、家庭との連携が必要である。

また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する場、学校運営協議会の活用、「いじめについての講演会」の開催など、学校、地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのためにも平素から、学校や教育委員会が、関係機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2章 いじめ防止等のために名護市が実施する施策

名護市は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

1 名護市いじめ問題対策連絡会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共委団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 【いじめ防止対策推進法】

市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署及びその他の関係者により構成される、「名護市いじめ問題対策連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

連絡会の事務局は教育委員会に置き、市内におけるいじめの現状及び各学校における取組について協議する。

2 名護市いじめ問題専門委員会の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡会との円滑な連携の下に、市の基本方針に基づく、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として、「名護市いじめ問題専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

専門委員会は、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性、中立性が確保されるよう努める。

3 重大事態への対処 (第4章「重大事態への対処」に後述)

4 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び特別活動(体験活動等)の充実を図る。

イ 生徒指導連絡協議会、教育相談担当者研修会、道徳教育推進教師研修会等の教職員を対象とした教育委員会主催の研修会や学校における校内研修において、いじめ問題に関する理解を深めるとともに、いじめの防止等に係る教職員の資質向上に資するため、内容の充実を図る。

ウ 学校警察連絡協議会等の開催や学校における警察と連携した非行及びいじめ防止

教室、情報モラル教育（SNS 利用に関する学習）など、学校と関係機関との連携の充実を図る。

エ 保護者や地域住民における「いじめの問題」に関する理解といじめの防止等に係る取組の充実を図るため、PTAや地域の関係団体等との連携促進や、学校評議員会、学校運営協議会と連携するなど学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) いじめの早期発見に関すること

ア 学校の毎月の問題行動等調査やいじめに関するアンケート調査、個人面談（定期的な教育相談等）の充実を図るとともに、定期的に進捗状況を把握する。

イ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、名護市教育相談室及びいじめ電話相談等関係機関との連携等の体制を整備する。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめに対しては、民間団体や関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

(3) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

教育委員会は、法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、指導主事等の派遣等、当該学校に対する必要な支援、措置を講ずる。状況によっては、学校からの報告の内容を踏まえ、当該報告に関する事案について、自ら必要な調査を行う。

イ 出席停止に係る規則に基づく措置

いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

また、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

なお、出席停止の手續に関し必要な事項はあらかじめ、学校や保護者へ周知を図る。

ウ 児童生徒の指導及びケア

教育委員会は、学校と連携協力して各種相談事業等を活用し、いじめに係る児童生徒の指導やケアに努める。

(4) 学校評価・学校運営改善の実施

ア 学校評価の留意点、教員評価の留意点

ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする必要がある。

したがって、教育委員会は、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、必要な指導・助言を行う。

- イ) 教員評価において、教育委員会が、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、教職員の職務の改善・効率化を推進し、学校運営の改善を支援する。また、市の教育相談学校訪問等において各学校の取組状況等を確認するとともに、「学校いじめ基本方針」（以下「学校基本方針」という。）について、適宜指導・助言する。

さらに、学校評議員・学校運営協議会等を活用することにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

1 いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

(1) 学校基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

学校は、国、県の基本方針又は市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」として定める。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な処理の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学

校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校は、国・県の基本方針及び市の基本方針を踏まえ当該校の複数の教職員等によって構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）を設置する。構成員には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係機関の参加を求めることも考慮するものとする。

学校いじめ防止対策委員会は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うための中核となる。

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担をしておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめは、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員や保護者への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

イ 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員はそのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置

法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。【この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。】ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

エ 学校評価、学校評議員会、学校運営協議会等の活用

学校は、学校評価を活用し、いじめについて、その実態把握や対応が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止の取組等を適正に評価し、改善に努める。

また、学校評議員会や学校運営協議会、中学校区青少年健全育成協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

オ その他

名護市内の私立学校における、いじめの問題への対応において、必要が生じた場合には、市長及び教育委員会は所轄庁である都道府県知事及び当該学校の設置者との連携の下、適切な対応に努めるものとする。

第4章 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための

調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 【いじめ防止対策推進法】

ア 重大事態の意味について

法第28条第1項第1号の「いじめにより」とは、同条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - ロ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合
 - カ) SNS等を通じて、動画等を拡散されることなどにより、当該児童生徒の人権が著しく侵害された場合
- などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 号第 1 項の調査と並行して、市長等による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

エ 調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

教育委員会が調査の主体となる場合は、専門委員会を設置し、調査に当たる。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、

教育委員会の支援、関係機関連携等により対応に当たることが必要である。

1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

特に、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

カ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校に置いて、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

(2) 調査結果の提供及び報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど適切に対応する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により名護市いじめ問題調査委員会を設置する。当該調査委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家である等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や臨床心理士等の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることになるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第 5 章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、市の基本方針について公表するとともに、法の施行状況等を勘案して見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【重大事態を把握する端緒】

○重大事態の取扱について、以下の事項を徹底



- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たること。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す



- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
 - ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
 - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額 1 万円を渡した。 など
- ※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

○調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保



【説明事項】

①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項（対象となるいじめ行為、学校の対応等）、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等に従って行うこと）。

【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

○調査結果の報告



- ・ 公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。
- ・ 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。

○調査結果の公表



- ・ 調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

○第三者調査委員会等が取得した情報の提供について明記



- ・学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。
- ・学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

【調査結果を踏まえた対応】

○加害児童生徒に対する指導について明記



調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

○調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記



学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

【地方公共団体の長等による再調査】

○これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマールを示す

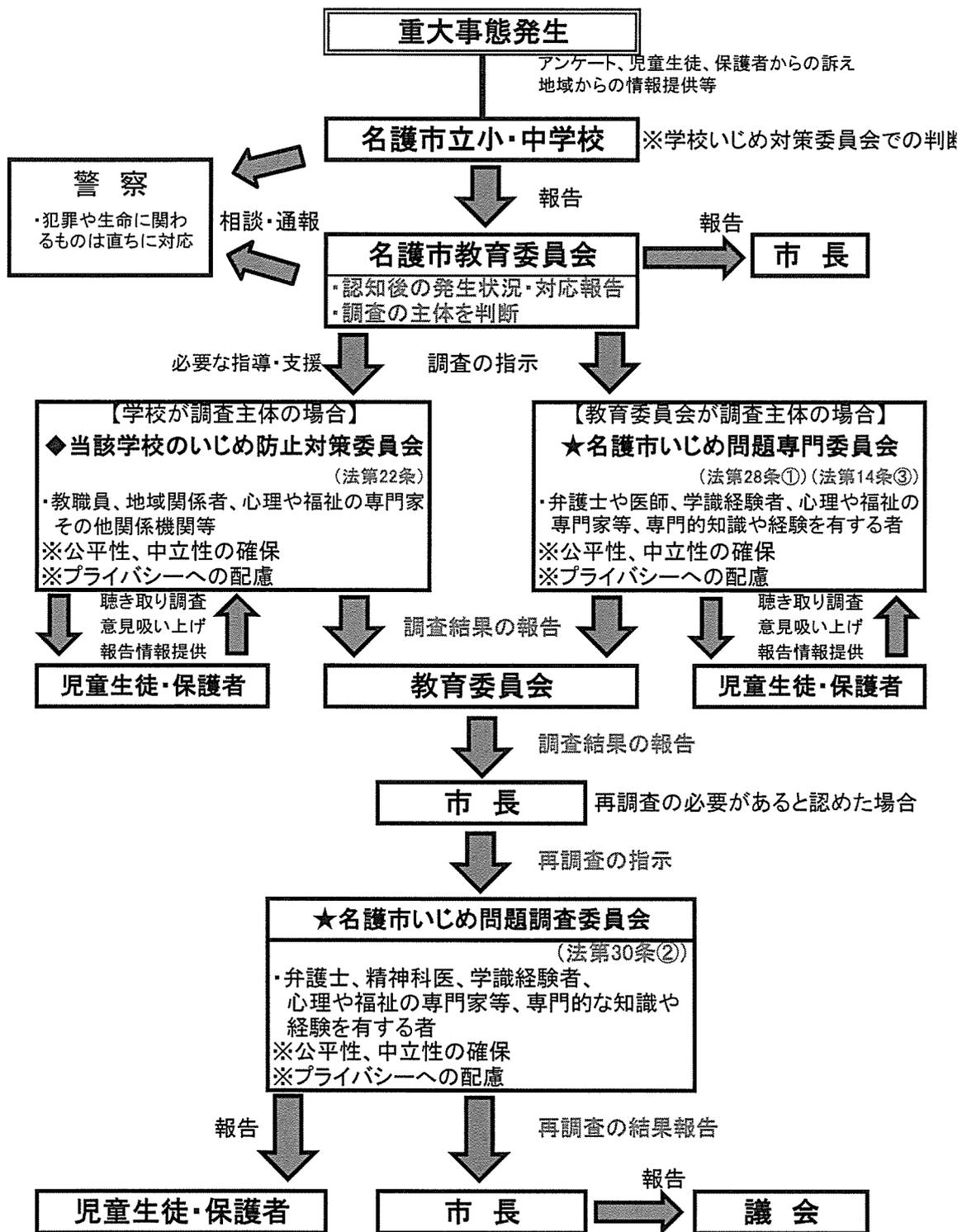


【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ②事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既
に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行
うことも考えられる。

○重大事態発生時のフロー図



※調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努める。